

静岡県告示第135号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月27日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湖西東細谷線	湖西市境宿字南15番の1から 湖西市境宿字東97番の4まで	令和6年2月27日